

# 会員規約

## 第1条 【名称及び所在地】

本ジムの名称・所在地は本文末尾に明記します。(以下「本ジム」といいます)

## 第2条 【運営】

本ジムの運営・管理は株式会社クロワールが行います。

## 第3条 【目的】

本ジムは、入会された会員が本ジム内の施設を利用しキックボクシングを通じて心身の健康の維持増進を図ることを目的とします。

## 第4条 【入会資格】

本ジムに入会できる方は、本規約に賛同し本規約を承諾した方とします。

## 第5条 【入会手続】

- ① 本ジムに入会する方は所定の手続を行い、本ジムの承認を得た上、定められた会費、スポーツ保険料、入会諸費用をお支払い頂きます。
- ② 入会する本人が未成年者の場合は、保護者の署名が必要で、本規約に基づく責任を本人と連帯して負担しなければなりません。

## 第6条 【入会金】

会員は、本ジムの定める入会金を、所定の方法で本ジムに支払わなければなりません。なお、入会金は、入会契約締結及び履行のための必要費用であり一旦納入した入会金は返還しません。

## 第7条 【会員資格の譲渡禁止】

会員資格を他に譲渡すること（相続を含みます）はできません。

## 第8条 【会員資格停止及び除名】

本ジムは、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合は会員資格の一時停止または除名をすることができます。

- ① 本ジムの規約、規則に違反した時
- ② ジムの施設を故意に破損した時
- ③ 入会書類に虚偽を記載したことが判明した時
- ④ 伝染病など他人に伝染・感染する恐れのある疾病になった場合
- ⑤ 本ジムの合理的な指示・指導に従わない時
- ⑥ 本ジムの定める会費・諸費用につき3ヶ月以上滞納した時
- ⑦ 休会期間終了後3ヶ月過ぎても連絡の無い場合
- ⑧ 暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）である事が判明した時

# 会員規約

## 第9条 【会費などの支払い】

会員は所定の方法で会費もしくはレッスンチケット代金を支払わなければなりません。  
会費などの種類金額、支払期限及び支払方法などは本ジムが定めるものとします。

## 第10条 【休会】

会員は各月の10日（10日が休館日の場合翌営業日）までに本ジムに所定の休会届を提出することにより翌月から休会することができます。

- ① 本ジムの事務手続き上、10日を過ぎた場合は翌々月扱いになります。
- ② 一回の届出による休会期間は1ヶ月から30ヶ月とし休会費は本ジムの定める金額とします。

## 第11条 【退会】

会員は各月の10日（10日が休館日の場合翌営業日）までに本ジム所定の退会届を提出することによりその月末限りで退会することができます。

本ジムの事務手続き上、10日を過ぎた場合は翌々月扱いになります。

## 第12条 【本ジムの利用制限】

本ジムは、次の理由により本ジムの一部または全部を閉鎖または臨時休業することができます。

- ① 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で本ジムの業務遂行に支障がある時。
- ② その他臨時休業の必要があると認められる時

## 第13条 【会員の利用及び事故】

- ① 会員は、自己の責任と危険負担において、他の会員と協調して、本ジムの施設を利用するものとします。
- ② 本ジムは、会員が本ジムの施設利用中に生じた盗難、怪我その他の事故について、本ジムの責めに帰すべき事由がない限り、責任を負いません。会員同士の本ジム内外でのトラブルについても同様とします。
- ③ 会員は、本ジムにおいて、技量を超えた行為及び危険行為は行ってはならないものとします。また、本ジムの事前の書面による承諾なしに、対価を得て他の利用者に対する指導行為を行ってはならないものとします。

## 第14条 【責任事項】

会員は、本ジムが会員制であることを認識し、同伴したビジターの本ジム内における行為、ジムに対する支払い及び事故等一切につき、連帯責任を負うものとします。

## 会員規約

### 第15条 【変更事項】

会員は、住所または連絡先等入会申込書記入事項に変更があった場合は速やかに所定の書面で届け出るものとします。

### 第16条 【諸費用の改定】

本ジムは、本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。この場合、本ジムは改定日の1ヶ月以上前までに施設内への掲示及び当社ホームページ、SNSにて会員に告知するものとします。

### 第17条 【細則】

本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は本ジムが定めるものとします。

### 第18条 【改定】

本規約の改定及び変更は本ジムにより為されるものとし、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全ての会員に及ぶものとします。なお、本ジムが本規約の改定及び変更を行うときは改定日の1ヶ月以上前までにその内容を施設内への掲示及び当社ホームページ、SNSにて会員に告知するものとします。

第19条 本規約は2020年04月01日より施行します。

附則1 本規約は2021年09月01日改定。(第8条会員資格停止及び除名について改訂)

年 月 日

会員氏名（自署）

---

保護者氏名（自署）

---

※未成年者の場合は保護者の署名をお願い致します